

## 公立学校施設の耐震化事業等の推進に関する緊急要請

一昨年発生した中国四川大地震では、学校施設が倒壊・崩壊し、多数の児童生徒等の尊い命が奪われた。その悲惨な災害を教訓として、政府は、地方公共団体に対し公立学校施設の耐震診断の実施と診断結果の公表を義務付け、耐震化事業に係る補助率の引上げ措置等を講じ、学校施設耐震化に積極的に取り組んできたところである。

また、5千人の犠牲者が出た阪神・淡路大震災から15年が経過した本年早々、ハイチ大地震が発生し20万人を超える犠牲者が出たとされているが、その多くは建物の倒壊・崩壊によるものであり、とりわけ、学校施設については、その半数が全壊したと報じられている。

さらに今般、チリにおいても巨大地震が発生し、多くの死者、被害が出ている模様である。

こうした地震災害の可能性は、我が国において、刻一刻と確実に高まっており、そのため、学校施設の耐震化は、決して先送りすることが許されない喫緊の重要課題である。

そもそも学校施設は、大勢の児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるのみならず、災害時には避難場所として広く地域住民の生活の場となるなど、地域社会において極めて重要な拠点となるものである。

また、安全性の確保の観点から、早急な対応が不可避となっている老朽化が著しい施設の整備や増改築事業など、公立学校施設整備事業の推進は、雇用創出をもたらし、疲弊した地域経済に及ぼす経済波及効果も大いに期待できるものである。

一方、平成22年度当初予算案においては、喫緊の課題である耐震化事業のみをみても必要額が確保されておらず、早急な追加財源措置が不可欠である。

よって、国は、過去の悲惨な教訓を謙虚に踏まえ、子どもの命と安全を守るとともに、教育環境の改善に資するため、これらの事業について追加財政措置を行い、地方公共団体が平成22年度に予定しているこれらの事業が円滑に実施できるよう、所要額を年度開始後速やかに確保するよう、下記のとおり強く要請する。

## 記

### 1. 追加財政措置の対象事業

耐震化事業のみならず、安全性の確保の観点から老朽化が著しい施設の整備や増改築事業など教育環境の改善に資する事業についても対象とすること。

### 2. 追加財政措置の規模

平成22年度に地方公共団体が計画している公立学校施設整備事業が円滑に実施できる額を確保すること。

### 3. 追加財政措置の時期

多くの自治体が夏休みに工事を予定しているため、これに間に合うよう年度開始後速やかに措置すること。

平成22年3月5日

全国市長会